

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和5年(2023年)1月27日付け令和5年(2023年)北海道告示第44号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道知事 鈴木直道

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

令和5年度(2023年度) 工事施工情報共有・電子納品保管管理機器(大判印刷機器)の
賃貸借 (1月当たりの単価) 一式

明細は別に定める要求仕様書のとおり

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

別に定める要求仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和5年(2023年)8月1日から令和10年(2028年)7月31日まで。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 別途指示する場所

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度(2022年度)に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定

めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年(2022年)1月27日(金)から同年3月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の毎日 午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 書類の提出先

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目北海道本庁舎 10階
北海道建設部建設政策局建設管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道建設部建設政策局建設管理課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西6丁目北海道本庁舎 10階 建設部A会議室

(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局建設管理課)

(2) 入札日時 令和5年(2023年)3月14日(火) 午前10時30分(送付による場合は、同月13日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 開札の時ににおいて、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
 - イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
 - ウ 電話番号 011-204-5590
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 入札の取りやめ又は延期
この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (7) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後（工事にあつては、工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る

融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (8) 入札に参加する者は、別紙の競争入札心得を承知すること。
- (9) 2の「(2)調達をする物品等の仕様その他の明細」に関する質疑は書面により受け付けるものとする。